

令和2年度全国労働衛生週間メッセージ

阿南労働基準監督署長 牧野雄一

日頃は、阿南労働基準監督署の各種業務にご理解とご協力をいただき、労働者の健康確保対策にご尽力をいただいていることにつきまして、お礼申し上げます。

さて、全国労働衛生週間は、昭和25年に初めて実施されて以来、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じて、労働者の健康確保に大きな役割を果たして来たところであり、今年で第71回を迎え、本年度は

「みなおして 職場の環境 からだの健康」をスローガンとして展開されます。

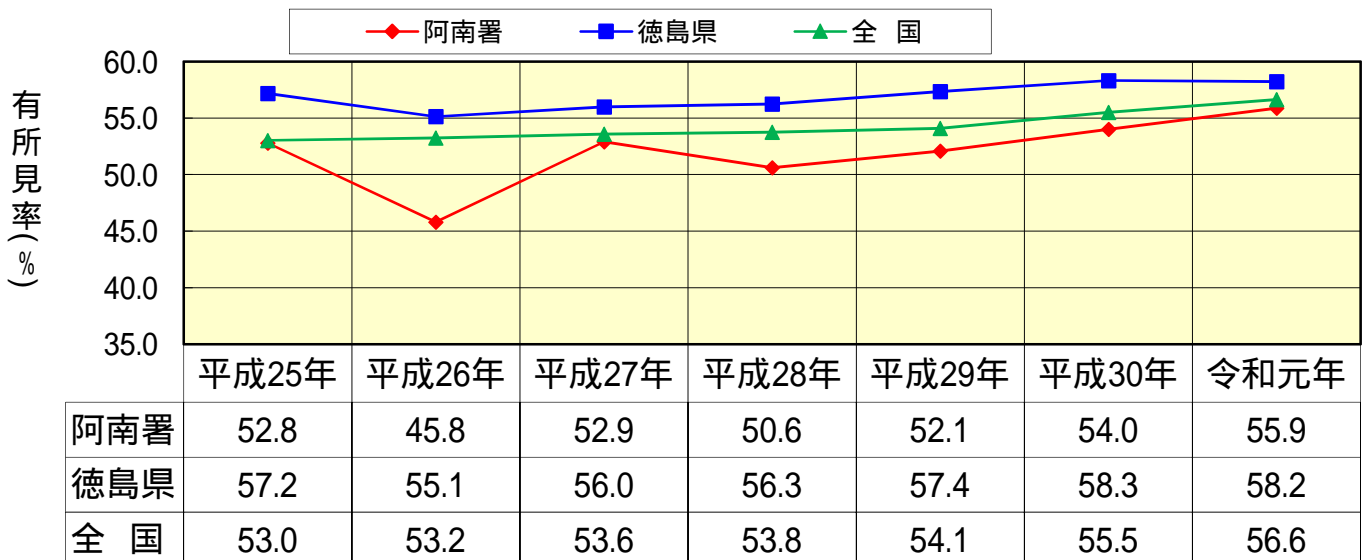
当署管内における労働者の健康をめぐる状況については、下表の「定期健康診断結果有所見率の推移」を参照すると、令和元年は有所見率が55.9%となっており、平成25年以降最高値となっています。近年は、当署、徳島県、全国ともに年々有所見率が増加傾向にあり、この原因の一端は、労働人口の高齢化にあるとみられています。このため、健康診断結果に基づく事後措置や保健指導などを進めるとともに、本年3月に策定された「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」による健康づくり等の取組が求められています。

さらに、長時間労働の抑制のため、一昨年、働き方改革関連法が公布され、一部の業種や職種を除いて、罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるとともに、長時間労働者への健康確保措置のため、産業医機能の強化を目的とした改正労働安全衛生法が昨年4月から施行されています。長時間労働や精神障害による労働災害を防ぐためには、「働き方改革」をさらに進め、併せて長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策を推進することが必要です。

また本年、「溶接ヒューム」等が、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼす恐れがあるとして新たに特定化学物質障害予防規則の規制対象とする改正が行われた他、建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止のために事前調査の強化等を図る石綿障害予防規則等の改正が行われました（裏面参照）。

皆様におかれましては、この全国労働衛生週間を契機として、密閉、密集、密接のいわゆる三つの密を避けるなど、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策にもご配慮いただきつつ、事業場における労働衛生意識の高揚と、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いいたします。

定期健康診断結果有所見率の推移（平成25年～令和元年）



法改正について

特化則改正（抜粋）

「溶接ヒューム」「塩基性酸化マンガン」を特定化学物質（第2類物質）に追加

- 「溶接ヒューム」「塩基性酸化マンガン」に共通する事項
 - ・「溶接ヒューム」「塩基性酸化マンガン」を製造し、または取り扱う作業について、作業主任者の選任が必要（特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習終了者）
 - ・特殊健康診断の実施が必要（6か月ごとに1回、定期）等（令和3年4月1日施行・適用（一部に経過措置あり））
 - ・その他特定化学物質予防規則に基づく措置
- 「溶接ヒューム」（金属アーク溶接等作業）のみ
 - ・全体換気装置による換気又はこれと同等以上の措置（局所排気装置等）が必要
 - ・個人ばく露測定により空気中の溶接ヒューム濃度の測定が必要（金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場）
 - ・有効な呼吸用保護具を使用する必要
 - ・床の清掃等
 - ・その他必要な措置あり
- 「塩基性酸化マンガン」のみ
 - ・作業環境測定の実施が必要
 - ・発散抑制措置等（発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設ける必要）

健康診断個人票等への医師の押印

- ・健康診断個人票等について、医師または歯科医師の押印を不要とする
- ・定期健康診断結果報告書等について、産業医の押印を不要とする（電子申請の場合の電子署名も不要）

石綿則改正（抜粋）

- ・工事開始前の石綿の有無の調査（方法の明確化）
- ・調査者の要件（資格者による調査）
- ・調査結果の記録（要保存） 掲示
- ・安衛法第88条に基づく工事計画届の対象拡大
- ・工事開始前の労働基準監督署への報告
- ・各種の除去工事に対する規制
- ・作業の実施状況の記録 等

詳細については阿南労働基準監督署までお問い合わせください。